



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年6月15日(火) 第9909号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則(児童福祉・青少年課)	2
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○道路の供用開始(同)	3
○道路の区域変更(同)	3
○道路の供用開始(同)	4
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計管理課)	4
○同	4
公 告	
○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示(業務プロセス改革課)	5
○令和3年度家畜商講習会の開催(畜産課)	6
○土地改良区役員の退任の届出(農村整備課)	7
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	7
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施(新田暁高等学校)	8
落 札	
○落札者等の決定(警察本部会計課)	10

■規則

群馬県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年六月十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二百二十四号

群馬県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則

群馬県青少年健全育成審議会規則(昭和三十六年群馬県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「会議」を「審議会の会議」に改め、「招集し、」の次に「会長が」を加え、同条第二項中「会議」を「審議会」に、「開く」を「、会議を開き、議決する」に改め、同条第三項中「会議」を「審議会」に、「同意がなければ議決することができない」を「多数で決する」に改める。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条第六項及び第七項中「前条」を「前二条」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(会議の招集の特例)

第五条 会長は、緊急を要するため審議会の会議を招集するいとまがないとき、その他会議を開催しないことについてやむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面(電磁的記録を含む。)を各委員に送付して意見を聴き、及び賛否を問うことをもって、会議の開催に代えることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「出席しなければ、会議を開き、議決する」とあるのは「期日までに意見を述べ、及び賛否を回答しなければ、会議の開催に代える」と、同条第三項中「出席委員」とあるのは「意見を述べ、賛否を回答した委員」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	安中榛名湖線	高崎市上室田町字郷里4845番地先から同市榛名山町字八本松205番の3地先まで	前	8.2～15.3	161.5
			後	8.2～42.9	160.0

◎群馬県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	安中榛名湖線	高崎市上室田町字郷里4845番地先から同市榛名山町字八本松205番の3地先まで	令和3年6月15日

◎群馬県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	八本松松井田	高崎市榛名山町字八本松204番の5	前	9.9～12.2	81.8

線	地先から同市同字同205番の1地先まで	後	10.1～24.9	81.8
---	---------------------	---	-----------	------

◎群馬県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	八本松松井田線	高崎市榛名山町字八本松204番の5地先から同市同字同205番の1地先まで	令和3年6月15日

◎群馬県告示第190号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和3年4月12日から適用する。

令和3年6月15日

群馬県知事 山本 一 太

「株式会社オフィス穂苺 沼田市恩田町20 利根沼田農業協同組合 沼田市利根町高戸谷483（利根東支店）」を「株式会社オフィス穂苺 沼田市恩田町20」に、「合資会社ハピネス 利根郡みなかみ町川上102-1（セブンイレブン群馬みなかみ町店） 利根沼田農業協同組合 利根郡みなかみ町布施353（新治支店）」を「合資会社ハピネス 利根郡みなかみ町川上102-1（セブンイレブン群馬みなかみ町店）」に改める。

◎群馬県告示第191号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和3年4月26日から適用する。

令和3年6月15日

群馬県知事 山本 一 太

「しづかわ商工会 渋川市吹屋384 赤城橋農業協同組合 渋川市赤城町津久田1930-1（しきしま支所） 赤城橋農業協同組合 渋川市赤城町滝沢64-2（横野支所）」を「しづかわ商工会 渋川市吹屋 赤城橋農業協同組合 渋川市」

384

赤城町津久田1930-1（赤城支所）」に改める。

■ 公 告

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和3年6月15日

群馬県知事 山 本 一 太

1 調達内容

- (1) 調達件名 群馬県団体内統合宛名システム導入・運用保守等業務委託
- (2) 調達内容 企画提案要領による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年4月30日（金）まで

2 参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書等の提出期限時点において、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、参加資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) この公告の日から委託候補者を選定する日までの間において、群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (6) 群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (7) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 都道府県から、番号制度に係る団体内統合宛名システムの構築又は団体内統合宛名システムの導入に係る業務を受託した又は受託している者

イ 令和3年3月31日（水）現在、過去5年以内に都道府県又は政令指定都市から、基幹系システム（総務事務システム、財務システム又は税務システム）又は庁内ネットワークシステムの開発を受託し、誠実に履行した者

- (8) プライバシーマーク（JISQ15001）の認証及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）の資格（これらと同等の信頼性があると知事が認める認定を含む。）を取得済みであること。
- (9) 共同企業体については、責任者を明確にし、提案者名を連名で記載するとともに、共同企業体を結成していることを証する協定書等の写しを添付すること。

3 手続等

- (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県知事戦略部業務プロセス改革

課 ICT活用推進係 電話027-226-2339 (ダイヤルイン) 電子メール myno@pref.gunma.lg.jp

(2) 企画提案要領等の交付 令和3年6月15日(火)から同月21日(月)までの日(群馬県の休日を含める。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 参加資格確認資料等の提出

ア 提出期限 令和3年6月28日(月)午後5時必着。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和3年7月26日(月)午後5時必着。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。また、電子ファイルを電子メールにより提出すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) その他 詳細は、企画提案要領による。

5 Summary

(1) Subject matter of contract: Development, operation and maintenance services of the inter-organizational integrated use of a number linkage server system

(2) Period of contract: From the day of commencement through 30 April 2027

(3) Deadline to submit application documentation by mail or in person: 28 June 2021, 5:00 p.m.

(4) Deadline to submit proposal documentation by mail or in person: 26 July 2021, 5:00 p.m.

(5) Proposal submission contact information: Business Process Reengineering Division, Department of Gubernatorial Strategy, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, Japan, 371-8570, TEL 027-226-2339 (Japanese language only)

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定により、次のとおり令和3年度家畜商講習会を開催する。

令和3年6月15日

群馬県知事 山本 一太

- 1 開催日時 令和3年9月8日(水)及び同月9日(木) 午前9時から午後5時まで
- 2 開催場所 前橋市元総社町335-8 群馬県市町村会館 第502研修室
- 3 講習課目及び時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 4 受講対象者 県内居住者（新型コロナウイルス感染症の流行状況等に鑑み、県外居住者は受講対象外とする。）
- 5 受講手続 受講希望者は、受講願書に手数料（群馬県証紙3,200円分）及び写真（上半身無帽の4cm×3.6cm）を貼付して令和3年7月5日（月）から同年8月2日（月）（郵送の場合は、同日の消印のあるものまで有効とする。）までに住所地を所管する農業事務所農業振興課へ提出すること。
また、受講手数料は、群馬県証紙に代えて払込書による納入ができるものとする。
- 6 その他 受講願書は、群馬県農政部畜産課及び各農業事務所農業振興課において配布する。
なお、詳細については、群馬県農政部畜産課企画経営係（電話027-226-3103）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年6月15日

群馬県知事 山本 一太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
大間々用水	理 事	退 任	五十嵐清隆	伊勢崎市上蓮町71番地1

■選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和3年6月15日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智満

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,415
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 302,588
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	9, 886
甘楽郡	6, 401
吾妻郡	15, 396
利根郡	9, 407
佐波郡	10, 108
邑楽郡	27, 218
前橋市	93, 103
高崎市	103, 389
桐生市	31, 216
伊勢崎市	56, 108
太田市	59, 194
沼田市	13, 284
館林市	20, 856
渋川市	21, 780
藤岡市・多野郡	19, 145
富岡市	13, 467
安中市	16, 313
みどり市	13, 970

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和3年6月15日

群馬県立新田暁高等学校長 小 瀧 和 人

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 CNCレーザー加工機 1式
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年2月28日(月)
- (4) 納入場所 群馬県立新田暁高等学校機械加工実習室（数値制御実習室）

(5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和3年6月25日(金)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年7月15日(木)午後2時までに資格者名簿の登載を確認し、学校にその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。
- (7) 学校が指定する場所で行う検査の立ち会いに応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-0347 群馬県太田市新田大根町999 群馬県立新田暁高等学校事務室(担当 金井 彰大) 電話0276-57-1056(ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 令和3年6月15日(火)から同年7月15日(木)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時・場所 令和3年7月27日(火)午前10時 群馬県立新田暁高等学校大会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月26日(月)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県立新田暁高等学校長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「7月27日開札CNCレーザー加工機1式の調達に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び消費税及び

地方消費税等に関する課税(免税)事業者届出書を令和3年7月15日(木)午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Kazuhito Kotaki, Principal of Gunma Prefectural Nitta Akatsuki Senior High School

(2) Bidding details: Supply of products to be purchased will be bid on at 10:00 am on July 27, 2021

(3) Products to be purchased: CNC Laser Processing Machines, complete set including installation work

(4) Delivery period: February 28, 2022

(5) Contact point for the notice: Akihiro Kanai, Gunma Prefectural Nitta Akatsuki Senior High School, 999, Nittaone-chou, Ota-shi, Gunma-ken, 370-0347, Japan, Tel 0276-57-1056 (Japanese language only)

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和3年6月15日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 指掌紋情報管理システム機器等賃借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和3年5月31日
- 4 落札者の名称及び所在地 NECキャピタルソリューション株式会社群馬営業所 群馬県前橋市表町二丁目9番9号
- 5 落札金額 385,775,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和3年4月20日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
